

第9回共同ワーキング・チーム議事概要

(日時) 平成29年4月17日(月) 9時40分～11時40分

(場所) 中央合同庁舎第2号館 8階 第4特別会議室

(議事) 1 座長互選

2 独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針の検討

3 質疑応答、意見交換

【1 座長互選】

- 共同ワーキング・チームの座長が、構成員の中から互選により指名された。

【2 独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針の検討】

- 「利益等の概念整理に関する論点(これまでの検討を踏まえた財務諸表の構成要素のたたき台)」及び「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針(骨子案)」に関する説明が事務局からなされた。

【3 質疑応答と意見交換】

- 事務局の説明及び前回までの議論を踏まえ、メンバーから以下の質疑及び意見があった。

- ・ 行政コストには費用とそれ以外の項目が含まれるとしているが、「それ以外の項目」という表現がわかりにくいので、損益計算書の費用以外の項目であることを示しておくべきではないか。
- ・ 費用と収益が財務諸表の構成要素であるとしているものの、結論の背景にはそれに関する説明がないので何らかの記載が必要ではないか。
行政コストには費用とそれ以外の項目が含まれると表現している点についても、費用の説明を付すことでもっとわかりやすくなるのではないか。
- ・ 費用と収益の定義が控除型で表現されているので、具体性が無い表現に感じる。
例えば、資産の減少又は負債の増加といった表現については、これはネットの増加なのか、それとも、フローで見て増加と減少に分けて、そのうちの資産の増加部分なのかといったことがわかりにくい。
- ・ 「そのような」や「これにより」といった表現が目立つ。説明が長くなっても具体的に記載した方がよいのではないか。
- ・ 「業務運営の財源の大部分を交換取引の対価収入が占める独立行政法人」では「行政コスト」と「費用」がほとんど同じになることがあると記載しているが、

なぜそうなるのかという理由をもっと記載した方が良いのではないか。

例えば、料金を取るような法人では会計上の財産的基礎が生じる補助金を受けて固定資産を取得することが無いといった記載があってもいいのではないか。要するに、いわゆる昔の損益外費用が無いので、行政コストと費用が一致する場合があると表現してもいいのではないか。

- 行政コストを「国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標」と言っているが、「業務運営の財源の大部分を交換取引の対価収入が占める独立行政法人」の場合、実は大半が自分で稼いでいるため、「行政コスト」と「費用」がほとんど同じになる独法もあるという表現ぶりと相俟って、文章のわかりにくさが増してしまっているのではないか。

「業務運営の財源の大部分を国からの運営費交付金が占める独立行政法人」を基礎として説明すると言っておきながら、そうでもないという文章が入っているため、全体がわかりにくくなっているのだと思う。

- 行政コストの定義が今回の大きな目玉だと考えるが、行政コストの性格付けに「フルコスト情報」を入れているのはいいのだが、行政コスト計算書の目的として記載されている文章を見ると「フルコスト情報」が出てこないの、わかりにくいのと、目玉であることが強調されていないのではないか。
- 利益は「独立行政法人の経営努力を促進する利益情報」を提供すると書いてあり、また「財務面の経営努力の算定基礎を示す指標」としての性格を有すると書いてあることから、将来に影響する書きぶりになっている。

一方で、利益は費用と収益の差額の結果として生じるものと書いてあるので、過去の結果に着目した書きぶりになっている。

例えば「経営努力が促進された結果を示す利益情報」といった表現にすることで、時点を揃えた表現にしないと損益計算書の位置づけが曖昧になってしまうのではないか。

- 「例えば」という表現の多用が文章や定義を曖昧な表現にしていると思うので、説明することが目的ならば、例示の形式をとらなくても良いのではないか。
- 財務諸表の体系に関する記載が構成要素の章の前提になる部分だと思うので、「独立行政法人の特性」とのつながりを明確にした書きぶりが良いものとする。
- 行政コストと費用が具体的にイメージできるような図を用いるなどの工夫をしてはどうか。財務諸表の構成要素の文章を読む場合には、これがあるとイメージが湧きやすいのではないか。
- 「業務運営の財源の大部分を国からの運営費交付金が占める独立行政法人」を基礎に整理しているので、44 条の利益が、いかにコストを減らしたかというだけの指標になっているのではないか。

実際にはコストの削減だけではなくて、自己収入を獲得する活動でも利益が生じるのに、その考え方を整理の過程で消してしまったので、利益の性格が「財務面の経営努力の算定基礎を示す指標」とした場合に、「自己収入によってコストを回収する」という意図が無いように見えてしまい、それによって利益概念が理解し難くなってしまったのではないか。

- ・ 財務諸表の構成要素の定義の順番には意味があり、先に定義したものを次に使っていくというのが通常書き方だと考えている。純資産を先に定義しているのであれば、行政コストや費用も純資産の減少に着目して定義するのが論理的ということになるが、今の書きぶりだとこの部分が少しわかり難いのではないか。
- ・ 指針の結論を短めに書いて、その背景を長めに書いているが、指針の目的としては最終的に結論部分を見るだけで会計基準がつけれるということからすれば、今の書きぶりは要約し過ぎていても言えるのではないか。

その上で、結論の背景には例示を入れるとか、あるいは議論の過程を入れることで読んだときに、なぜその結論に至ったのかがわかるように具体的に書いてはどうか。

- ・ 概念フレームワークに相当する結論の背景ということからすれば、当然、その定義は正確でなければならぬため、「行政コストに含まれる費用以外の項目」という表現についても確かに理解が苦しいものの、適正に体系を言い表しているとも考えられるのではないか。

また、利益の定義に「その費用」とあるが、代名詞のつけ方は人によって解釈に迷うものであるから、多少長くなってもいいので、むしろ限定する定義の書きぶりの方が良いのではないか。

- ・ 行政コストは費用を含めた概念としているので、その大小の関係を明確にして定義付けた方がわかりやすいのではないか。
- ・ 純資産の定義に「その他の純資産」を入れていないので、指針を踏まえて独立行政法人会計基準を改訂するときに困ってしまうのではないか。
- ・ 利益は「その費用に対応する積立金の減少取引が勘案されたもの」としているが、「勘案」という表現がわかりにくいのではないか。

この表現では、収益に影響させるのか、それとも収益もどきだと言っているのかわかり難いのと、利益とは「費用と収益の差額であり」だと言いつつ、さらに何か勘案されたものも利益だと言っているようにも思えてわかり難い。

- ・ 目的積立金取崩額が無いことも想定して、利益の定義は「費用と収益の差額であり」とまずは表現したのではないか。
- ・ 民間企業では、利益処分された目的積立金が損益計算書で取り崩されて利益計上される処理はあり得ないが、独法会計ではこれが必要だという部分を避けて通るべきではないと思う。

それがなぜなのかということは全体感の中で述べられるべきと思う。「独立行政法人の特性」では自主性・自律性の観点から独立行政法人の自立的な業務運営を確保するためと書いてあり、ここにその趣旨があるのだと思う。

独法の自立的な業務運営のために、経営努力することを評価する仕掛けを通則法 44 条に書き込んだというところをもっと書き込むべきではないか。

○ その他

- ・ 今回の共同ワーキング・チームにて基本的な内容についてはほぼ合意が得られたことから、今後は指針の文章化の作業を進めることとされた。
- ・ また、文章化の状況を踏まえて、次回の共同ワーキング・チームの開催要否を判断することとされた。

以上